

若桜町監査告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成27年5月25日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成27年5月18日（月）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議会室
- 3 監査の方法と範囲
ふるさと創生課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - ・ふるさと納税の平成26年度実績及び平成27年度計画について
 - ・移住定住事業の平成26年度実績及び平成27年度計画について
 - ・その他、所管に関することまた、全課を対象に工事等の執行状況調査を実施した。
- 4 監査の着眼点
(1) 効率的な組織運営がなされているか。
(2) 法令を遵守して事務事業が執行されているか。
- 5 監査の結果
情報発信及び管理の徹底をお願いします。特にHPの活用による、当町のアピール等効果的に行うためにも内容更新を適時に行ってください。

以上